

岩手県告示第436号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、黒澤豊に対し、弁天丸（漁船登録番号IT3—41376）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成30年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成30年7月9日(月) 午後1時30分から
- 2 場所 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎3階第1会議室